

令和6年度答申第2号

令和6年 9月11日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 井 川 信 子 印

個人情報の一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和5年1月24日付け松総行第186号をもって諮問のあった個人情報の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市長が行った本件処分は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和4年11月10日付け個人情報開示請求書により、「私と松戸市とが当事者となった東京高等裁判所令和○年(○)第○○号損害賠償請求控訴事件について、同裁判所が令和○年○月○日に言渡した判決に対して、松戸市が上訴することに係り、取得・作成したもの的一切。たとえば、上告受理申立てしたことに係るもの、上告受理申立ての検討のほか、上告の検討、特別上告の検討、顧問弁護士や訴訟代理人弁護士やその法律事務所や指定代理人や市長や消防長や消防署や情報公開審査会やその委員や議長や議会や教育委員会などの協議相談検討等に係るもの、松戸市議会による地方自治法96条に関する議決に係るもの、協議相談検討等の参加者や日時や場所等がわかるもの、資料や会議録や録音のデータなど一切」について、松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年松戸市条例第46号）による廃止前の松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。以下「条例」という。）第10条の規定により、本件開示請求をした。
- (2) 松戸市長は、本件開示請求に対して令和4年11月24日付け個人情報一部開示決定通知書（松総行第159号）により、個人情報一部開示決定処分をした。
- (3) 松戸市長は、前号の個人情報一部開示決定処分で特定した文書に漏れがあったとして、令和4年12月12日付け個人情報一部開示決定取消兼個人情報一部開示決定通知書により、本件処分をした。
- (4) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年1月3日付け審査請求書により、本件審査請求をした。
- (5) 審査請求人は、令和5年2月14日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、弁護士のメールアドレス及び行政経営課（法務班）のメールアドレスを除いて、全て開示するとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

対象個人情報の記録が本件処分で特定されたもので尽くされているとは到底考えられない。本件で開示請求の対象となった内容の性質上、弁護士との相談だけで済ませたとは想定することができず、行政経営課と情報公開担当室といった市長部局内部や消防局と市長部局との間などで相談や検討等も行われたり、市長や消防長から何らかの指示や命令や意見等が出されたりしたと考えるのが自然であって、弁護士との相談だけではなく、松戸市の職員の間での相談や検討等に係るものも特定すべきである。

顧問弁護士と相談した記録については、条例第10条第3項第2号に該当しない。開示請求の受付日の時点でもうすでに上告受理申立ては行われたことから、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとはいえないし、そもそも、松戸市が訴えの提起をすることについて議会で審議されるという性質上、当該訴訟の一審原告である審査請求人が個人情報開示請求をしている以上、本人に対しては最大限の開示が必要とされるものというべきである。そうした情報を本人に対して開示したとしても、弁護士との信頼関係が害されるとか、今後の相談業務において、率直な意見を得られなくなるなどの支障が生じるおそれがあるともいえない。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

ア 文書の特定について

審査請求人からの開示請求に対し、令和5年1月24日付け弁明書（松総行第186号の3）の別表のとおり文書を特定した。なお、特定した文書以外の文書はない。

イ 特定した文書の非開示部分について

(ア) 弁護士のメールアドレスについて

弁護士のメールアドレスは、弁護士の情報であり、開示請求者の個人情報には該当しないため。

また、当該メールアドレスは、公にされておらず、公にすることにより悪意のある第三者からのウイルス付きメールを送り付けられること等により、ネットワークシステムに深刻な被害が生じ、当該弁護士の権利その他正当な利益を害し、市の機関の公正又は市の行政執行を妨げるおそれがあり、条例第10条第3項第2号に該当するため。

(イ) 行政経営課（法務班）のメールアドレスについて

行政経営課（法務班）のメールアドレスは、公にされておらず、公にすることにより、悪意のある第三者からのウイルス付きメールを送り付けられること等により、ネットワークシステムに深刻な被害が生じる可能性があり、市の機関の公正又は市の行政執行を妨げるおそれがあり、条例第10条第3項第2号に該当するため。

(ウ) 相談内容について

非開示とした部分については、顧問弁護士と相談した記録が記載されており、当該記録は、争訟に対処するための内部的な方針に関する情報であり、開示することにより、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、また、開示することにより、弁護士との信頼関係が害され、今後の相談業務において、率直な意見を得られなくなるなどの支障が生じるおそれもある。

これらのことから、開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれがあり、条例第10条第3項第2号に該当するため。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 非開示情報について

ア 条例第10条は、個人情報の開示について

「第10条 何人も、市の機関に対し、公文書に記録されている個人情報の記録（当該個人のものに限る。）のうち法令の規定により非公開とされているものを除き、その開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わつて前項の請求をすることができる。

3 市の機関は、第1項の請求があつた場合において、当該請求に係る個人情報の記録が次の各号のいずれかに該当するときは、当該記録を開示しないことができる。

- (1) 個人の評価、診断、判定、相談又は選考に関するものであつて、本人に知らせないことが正当と認められるもの
- (2) 開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの
- (3) その他公益上必要があると市長が審議会の意見を聴いて認めたもの」と規定する。

同条第1項は、個人情報の開示請求の対象を公文書に記録されているものに限定しているため、所管課において、当該個人の個人情報を記録した公文書を作成し、又は取得していない場合は、不存在による非開示決定となる。

そして、同条第3項は、公文書に記録されている個人情報の記録については、第1号から第3号に該当するときは、開示しないことができることを規定する。

本項は、各号の規定に該当すれば、市の機関は必ず開示をしない処分を行う、という趣旨ではなく、本人の保護のため必要性がある場合には、各号に該当する場合でも開示できるという趣旨である。

同項第2号は、個人情報の開示により、市の機関における個人情報の利用に係る業務の公正又は適正な実施が困難となるおそれのあるもの、又は、市の機関が他の機関、施設、情報提供者等から入手した情報であつて、当該個人の個人情報の開示により、入手元との協力関係を損なうおそれのある場合等において非開示とすることができる規定であり、処分庁は、本件処分の根拠として、その適用を主張する。

イ 本件処分について

以上の観点から本件処分について検討する。

- (ア) 弁護士への相談内容が非開示とされている点について、処分庁は、「顧問弁護士と相談した記録が記載されており、当該記録は、争訟に対処するための内部的な方針に関する情報であり、開示することに

より、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、また、開示することにより、弁護士との信頼関係が害され、今後の相談業務において、率直な意見を得られなくなるなどの支障が生じるおそれもある」として条例第10条第3項第2号により非開示としている。

これに対し、請求人は「開示請求の受付日の時点でもうすでに上告受理申立ては行われたことから、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとはいえないし、そもそも、松戸市が訴えの提起をすることについて議会で審議されるという性質上、当該訴訟の一審原告である審査請求人が個人情報開示請求をしている以上、本人に対しては最大限の開示が必要とされるものというべきである。そうした情報を本人に対して開示したとしても、弁護士との信頼関係が害されるとか、今後の相談業務において、率直な意見を得られなくなるなどの支障が生じるおそれがあるともいえない。」と主張しており、文書の開示により、市の当事者としての地位を不当に害するとか、弁護士から率直な意見を得られなくなるおそれがあるとして、市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれがあるものと言えるかが問題となる。

- (イ) 行政機関は、意思決定を行う際の適切な判断を導き出すため、必要に応じて法務相談を行ったり、また、訴訟においては、訴訟代理人として依頼し、訴訟を遂行するために必要な相談をするなど、様々な場面において弁護士に相談することがある。

弁護士との相談内容については、内容の適法・不適法、有利・不利などを判断するため、行政機関側も弁護士側も情報の如何を問わず、あらゆる情報について率直な意見交換を行い、そうした意見交換が積みあがった結果、弁護士からのアドバイスがなされる。弁護士への相談内容や資料は弁護士の判断の参考にするにとどまり、外部に開示されないことを前提としているからこそ、詳細な内容を示して、的確な回答が得られるのであり、もし仮に相談内容が開示される可能性があるとする、相談すること自体を躊躇してしまうおそれが生じ、市の業務に支障をきたすおそれがあるだけでなく、弁護士も正確な事実の把握が困難となり、的確な回答や意見をすることができなくなる。また、外部に開示されないことが前提となっているため、相

談や意見の内容が外部に開示される可能性があるとする、弁護士も、開示されることを念頭においた当たり障りのない回答やアドバイスしかできなくなってしまう。

そのため、弁護士への相談内容が開示されることとなれば弁護士に対する適切な情報提供が困難になり、また、弁護士から率直かつ適切な意見を得られなくなるおそれがあるといえる。よって、これを開示することによって、市の適正な行政執行を妨げるおそれがあると認められる。

(ウ) したがって、条例第10条第3項第2号に該当し、非開示となる。

ウ 以上のとおり、処分庁が特定した文書のうち、一部を非開示としたことは妥当である。

(2) 文書の特定について

審査請求人は、対象たる個人情報の記録が本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられず、松戸市の職員間での相談や検討等に係る文書も特定すべきであると主張している。

このことについて、当審議会において、処分庁に対して意見聴取を行ったところ、処分庁は、他部署とのやりとりはあったものの、口頭でのやりとりのため、文書の作成はなかったことが確認された。また、特定した文書以外の文書の存在についても確認を行ったが、処分庁の説明に不自然な点は認められなかった。

6 結論

以上により、審議会としては、「1 審議会の結論」のとおり判断する。当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5 年 1 月 2 4 日	諮問書の受理
令和 6 年 4 月 2 6 日	第 1 回審議会（諮問の報告・審議）
令和 6 年 5 月 2 4 日	第 2 回審議会（審議・意見陳述）
令和 6 年 6 月 2 8 日	第 3 回審議会（審議）
令和 6 年 8 月 2 日	第 4 回審議会（審議）
令和 6 年 9 月 1 1 日	第 5 回審議会（審議）